

ふじみ野市自治基本条例策定市民協議会 会議録

会議名	第21回 全体会議				
開催日時	平成24年3月18日（日）午後6時15分～6時45分				
開催場所	ふじみ野市役所 第四庁舎 第一会議室				
議長	大河内副代表	記録	事務局	発行日	平成24年3月28日
出欠 (敬称略)	<p>【出席者】 (役員) 山根代表、大河内副代表 (企画広報部会) 佐藤(信)、宗野 (意見収集部会) 村上、太田、内村、川合、佐藤(恵)、平塚 (原案起草部会) 岩城、谷野、小坂、小島、瀧澤、中山 《委任状提出者》江口、恩田、白鳥、多田、西村、細井、水野 以上23名 (事務局) 暮らし安全課職員 2名</p> <p>【欠席者】 片岡、渋谷、谷川、益丸、三浦 以上5名</p>				
傍聴者	0名				
配布資料	(仮称)ふじみ野市自治基本条例骨子(案)、(仮称)ふじみ野市自治基本条例素案(案)				
会議内容	<p>●代表あいさつ 本日は「(仮称)ふじみ野市自治基本条例骨子(案)」と「(仮称)ふじみ野市自治基本条例素案(案)」を承認頂き、今後は職員PTとの協議を進めたり、議会からの意見を伺っていきたい。</p> <p>● 議題</p> <p>① 三班合同会議で検討した「(仮称)ふじみ野市自治基本条例骨子(案)」と「(仮称)ふじみ野市自治基本条例素案(案)」の承認について</p> <p>※ 原案起草部会から以下のとおり修正の提案あり。 骨子(案)2ページ目の「市長以外の執行機関の権限・責務」の説明欄が『略』となっているが、『市長以外の執行機関として以下に示します。(教育委員会・監査委員・公平委員会・固定資産評価審査委員会・選挙管理委員会・農業委員会)』に修正する。</p> <p>(出された意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原案起草部会からの修正の提案について (仮称)ふじみ野市自治基本条例を尊重してもらいたい対象を掲示することが趣旨であれば、このように限定列挙するのではなく、「行政委員会等」などのように他の団体を含めるような表現にした方が良いのではないかと。 ←他の団体等については、他の条項で参加や協働する機会を設けるように規定しているので、ここでは法定された行政委員会のみを表記にとどめた。 ・市民投票の定め方について 市民の意思を確認しやすい方法をとるべきではないかと。例えば請求のための連署数をもっと多くしておき、それをクリアしたならば、投票に実施について 				

議会の議決も必要なく、投票結果をそのまま公開し、市長がその結果を尊重すれば良いのではないか。市民投票は、地方自治法に基づかないものとして、別立てで定めた方が良いと思う。

←市民投票は、地方自治法に定める住民投票の一環として認識している。

※職員PTとの協議の中で検討していく。

【結論】

承認

② 5月以降のスケジュールの延期について

骨子、素案ともに、職員PTとの協議を踏まえ、かつ議会からの意見を伺ってから市民に公表するべきものであるため、5月に予定していた市報掲載、(仮称)素案説明会、フォーラムについては、当面延期とする。

【結論】

承認

本日承認された「(仮称)ふじみ野市自治基本条例骨子(案)」と「(仮称)ふじみ野市自治基本条例素案(案)」については、清書したものを近日職員PTに渡す。なお、議会には、職員PTとの協議を踏まえてから意見を求めていく予定。また、協議会の今後のスケジュールについては、職員PTから検討に要する期間の報告を受け、早急に検討していく。

次回予定 未定

開催場所 未定